

福島県短期保証制度要綱

1 目的

この制度は、県内の中小企業者に対して、運転資金の調達を容易にし、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の条件

① 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）、又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者。

ただし、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第12条の規定に基づく経営安定関連保証）を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。

また、流動資産担保融資保証制度を利用する場合は、事業者に対する売掛債権を保有し、信用保証協会の「流動資産担保融資保証制度要綱」に規定された要件を満たす中小企業者であると認められた者。（ただし、根保証は除く。）

② 資金使途

運転資金

③ 融資限度額

運転資金 3, 000万円

④ 融資期間

1年以内

⑤ 融資利率

金融機関所定利率

⑥ 保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑦ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

ただし、セーフティネット保証を利用する場合で、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までのいずれかの事由により認定を受けた特定中小企業者は責任共有制度の対象除外とする。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (一般制度)	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年0.70%

流動資産担保融資保証の場合 年0.60%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者（会計参与設置会社を含む）については年0.1%、有担保保証は年0.1%（セーフティネット保証、流動資産担保融資保証は除く）、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 保証取扱期間
随時

- 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成15年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成15年1月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成16年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成16年8月5日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成17年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成18年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成19年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成19年6月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成19年8月4日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成19年10月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成20年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成20年10月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成21年4月1日から施行する。
 1 2 従 附(改前) 則要網は、平成22年4月1日から施行する。